

第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成29年度）

第1章 低炭素社会づくり

2-1-1 地球温暖化防止対策（緩和策）の推進

2-1-1-1 温室効果ガスの排出抑制

現状・施策

(1) 温室効果ガスの排出量 【環境政策課】

我が国における平成27年度（確報値）の温室効果ガスの総排出量は13億2,500万t-CO₂（二酸化炭素換算）で、京都議定書の規定による基準年（平成2年度）の排出量（12億7,400万t-CO₂）と比較して約4.0%の増加となっています。

このうち、二酸化炭素排出量は12億2,700万t-CO₂で上記基準年と比較して5.6%の増加となっています。

本県の平成27年度（速報値）の温室効果ガス総排出量は925.1万t-CO₂であり、二酸化炭素がその89.8%を占めています。

また、基準年（平成2年度）の排出量892.3万t-CO₂と比較すると3.7%増加しており、前年の平成26年度の排出量986.2万t-CO₂との比較では6.2%の減少となっています。（表2-1-1）

なお、県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は6.03t-CO₂となっています。

表2-1-1 長崎県内の温室効果ガス排出量（単位：万t-CO₂）

	京都議定書の基準年 (H2年度)	H26 年度	H27 年度 (速報値)	構成比 H27年度	増減量 基準年比	増減量 前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	804.7	893.6	830.5	89.8%	25.8	-63.1
二酸化炭素(CO ₂)を除く6ガス	87.5	92.6	94.6	10.2%	7.1	2.0
メタン(CH ₄)	28.7	23.1	22.6	2.4%	-6.0	-0.5
一酸化二窒素(N ₂ O)	30.9	24.4	24.4	2.6%	-6.5	-0.1
代替フロン等4ガス	27.9	45.0	47.6	5.1%	19.6	2.6
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	20.1	39.0	42.5	4.6%	22.4	3.4
パーフルオロカーボン類(PFCs)	2.6	3.6	3.0	0.3%	0.4	-0.6
六ふっ化硫黄(SF ₆)	5.2	2.2	1.9	0.2%	-3.3	-0.3
三ふっ化窒素(NF ₃)	0.0	0.2	0.2	0.0%	0.2	-0.0
合計	892.3	986.2	925.1	100.0%	32.8 (3.7%)	-61.1 (-6.2%)

(2) 本県の二酸化炭素排出量 【環境政策課】

本県の平成27年度（速報値）の産業部門における二酸化炭素排出量は114.9万t-CO₂で全体の13.8%を占めており、基準年から6.2万t-CO₂減少しています。業務その他部門における二酸化炭素排出量は207.3万t-CO₂で全体の25.0%を占めており、基準年から29.3万t-CO₂増加しています。

また、家庭部門における二酸化炭素排出量は137.2万t-CO₂で全体の16.5%を占めており、基準年から10.5万t-CO₂増加しています。マイカー等を含む運輸部門における二酸化炭素排出量は211.3万t-CO₂で全体の25.4%を占めており、基準年から11.8万t-CO₂減少しています。（表2-1-2）

表2-1-2 本県の二酸化炭素排出量の推移（単位：万t-CO₂）

	基準年 (H2)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	構成比 (H27)	増減量 基準年比	増減量 前年比
産業部門	121.1	105.4	135.3	145.5	133.7	126.0	114.9	13.8%	-6.2	-11.1
業務その他部門	177.9	185.0	231.2	253.2	257.2	235.9	207.3	25.0%	29.3	-28.7
家庭部門	126.7	126.9	154.8	168.9	166.5	153.4	137.2	16.5%	10.5	-16.3
運輸部門	223.2	239.8	223.5	229.8	226.1	222.2	211.3	25.4%	-11.8	-10.9
エネルギー転換部門	131.8	120.3	139.2	127.5	129.8	120.3	125.0	15.0%	-6.8	4.7
廃棄物部門	18.8	27.8	27.7	27.6	28.9	28.9	28.8	3.5%	10.0	-0.1
水道部門	5.3	4.6	6.3	7.3	7.3	6.9	6.1	0.7%	0.8	-0.8
合計	804.7	809.7	917.9	959.8	949.4	893.6	830.5	100.0%	25.8 (3.2%)	-63.1 (-7.1%)

(3) 本県の再生可能エネルギー導入状況 【新産業創造課】

平成25年12月に策定した「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン（環境配慮と地域特性を踏まえ、県、市町と地元企業等が方向性を共有しながら、地域力を結集し、再生可能エネルギーを導入促進）」に基づき、市町や関係企業等の取組を支援するとともに、再生可能エネルギーの導入状況を把握しました。

表2-1-3 本県の再生可能エネルギー導入状況

年度	H26	H27	H28	H42（目標）
導入状況（MW）	557	726	830	1,360

(4) 新エネルギーに対する取組 【新産業創造課、環境政策課、農産園芸課、林政課】

本県が持つ産業・技術拠点や新エネルギー創出を支える豊かな自然環境を活かしながら、「産業振興・雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指すため、「ナガサキ・グリーンイノベーション戦略」の各種施策等に取り組みました。

- 「対馬プロジェクト」において、東京工業大学と県の共催による「地域プロジェクト推進会議」を開催し、県内の自治体及び企業による情報交換や知識・経験の蓄積を図りました。
- 「西海プロジェクト」において、西海市開催の潮流発電ワーキンググループやコアメンバー会議での協議に参加し、平成26～27年度に国の実証事業で得られた知見を活かした地場企業が主体となったマイクロ水力発電デバイス研究開発の取組について西海市とともに支援を行いました。
- 海洋再生可能エネルギーについては、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会に設置している事業者向けワンストップ窓口で利用相談の対応や海域利用データの提供等を実施するとともに、新たに事業誘致機能を追加し、行政から民間主導による機能的な誘致活動等を実施し、本県海域での国内外からの実証プロジェクト誘致に取り組みました。また、本県の産学官が連携した海洋エネルギー関連産業の拠点形成に向けた取組を県内外に積極的に情報発信するため、第4回海洋産業フォーラムを開催しました。
- 施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため、施設園芸用低コスト木質チップボイラーを実際の農家のトマトハウスに設置し、実証試験を行った結果について関係機関と協議し、農業分野への普及性について検討を行いました。
- 長崎県地域材供給倍増協議会において、木質バイオマスとして利用される低質木材の生産・需要情報について関係者で共有し、木質バイオマスの流通・需要拡大を図りました。また、島原地区において、低質木材の生産・運搬コストについて実証試験を行い、課題を整理しました。
- 県内の太陽光発電設備を設置する家庭を会員として、太陽光発電による二酸化炭素排出削減量を取りまとめ、国が運営するJ-クレジット制度を活用してクレジット化し、企業等に売却する「ながさき太陽光倶楽部」を運営し、平成29年度は新たに1,429tのクレジットの認証を受けるとともに、3,764tのクレジットを売却しました。

(5) 公共交通機関の利用促進 【環境政策課、新幹線・総合交通対策課】

ながさき環境県民会議と合同で、12月に県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークを実施しており、平成29年度は、413社（者）、約37,500人が参加し、約70tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

また、長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

(6) 各種団体への支援・連携の強化 【環境政策課】

ながさき環境県民会議

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイデアの集約及び課題の検討などを行い、各主体が共有できる目標を設定し、実行することを目的として設立されました。

二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を図るため、この会議で策定した「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に基づき、各構成員が実施可能な省エネや節電の取組を行いました。

市町地球温暖化対策協議会等

市町においても、県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しています。県としても地域での活動が重要と考えているため、地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど、県と市町の協議会間の連携を推進しています。

長崎県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携・協働

センター、推進員と連携・協力して、普及啓発活動を実施しています。

また、推進員が実施する地域学習会の支援や推進員研修会の開催などを行いました。

(7) 住まいの省エネ断熱改修の取組 【住宅課】

平成27年度まで実施していた既存住宅の省エネ化やバリアフリー化等への支援に代えて、平成28年度より安心して子供を産み育てやすい住環境を整えるため、市町と連携して3世代同居・近居促進事業を実施し、住まいの省エネ断熱改修工事や新築・増築工事に対する支援を行いました。

(8) 長崎県未来環境条例に基づく地球温暖化対策 【環境政策課】

特定事業者による対策

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し自主的な温暖化対策を促すため、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけています。

平成29年度は116事業者から温室効果ガス排出削減報告書が提出されましたが、基準年度（※）の排出量265.5万t-CO₂に対し、平成29年度の排出量の実績は253.7万t-CO₂であり、基準年度から11.9万t-CO₂（4.5%）の二酸化炭素が削減されました。

※基準年度は、各事業者により設定年度が異なる。

駐車場設置者による対策

一定規模以上の駐車場設置者等に対し、利用者に駐車時のアイドリング・ストップの実施を呼びかけるよう義務づけています。

(9) フロン対策の推進 【地域環境課】

フロン排出抑制法に基づき、第一種フロン類充填回収業者に対する法の確実な施行を確保するための立入検査を実施しています。平成29年度は、充填回収業者に対する立入検査を76件実施し、基準に適合していない業者に対して助言・指導を行いました。

(10) 環境保全型農業の推進 【農業経営課】

環境保全型農業直接支払交付金を活用し、化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せて、カバークロップ、堆肥の施用等の地球温暖化防止や、総合的病害虫・雑草管理（IPM）等の生物多様性保全に効果のある取組を行う農業者に対し支援を行いました。

・平成29年度実績

環境保全型農業直接支払交付金 1,740ha

※カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、堆肥の取組面積

(11) 「県庁エコオフィスプラン」等の実施 〔環境政策課〕

県庁エコオフィスプラン

「長崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」である「県庁エコオフィスプラン」に基づき、県の全所属において温室効果ガスの削減に取り組みました。

なお、平成29年度の実績については、平成30年3月に策定した「第4次県庁エコオフィスプラン」に基づき取りまとめを行っており、二酸化炭素排出量が基準年度（平成25年度）比で19.2%削減、廃棄物発生量が基準年度（平成25年度）の約2倍となりました。

実績のうち廃棄物発生量については、本庁の新庁舎移転に伴い大きく増加したものです。

環境物品等調達方針

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年度「環境物品等調達方針」を策定し、県の全所属において環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

平成29年度は、21分野245品目について実施し、21分野の単純平均で99.9%の調達率でした。

(12) エコスクールの推進 〔教育環境整備課〕

県立学校においては、夏季における教室内の温度上昇の抑制や環境教育の生きた教材としての活用など、教育上の効果や環境保全の観点から校舎や校地の緑化を推進しています。また、老朽化した照明器具や空調設備を省エネルギー型に更新し、環境に配慮したエコスクールを推進しています。

平成29年度は県立学校5校において、大規模改修事業等で照明設備や空調改修工事を実施しました。その他、維持補修工事として照明器具・空調設備の更新を実施しました。

(13) 鉄道高架化による道路交通の円滑化 〔都市政策課〕

JR長崎本線連続立体交差事業で実施する鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減されます。

・解消する踏切の数 4か所（長崎市松山町～尾上町）

(14) 温暖化対策「見える化」の推進 〔環境政策課〕

家庭、事業所における省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を推進しています。

家庭向け対策として、「省エネナビ」の2か月間の無料貸出により、省エネ活動の実践を支援しています。

課題

- 温室効果ガス排出量の削減のために、事業者や県民と一体となった取組が必要です。
- 新エネルギーの導入やエネルギー消費効率の高い機器の購入、省エネルギーシステムの導入、さらに県民の省エネルギー意識の高揚と取組の実施が必要です。
- 木質バイオマスエネルギー利用については、燃料となるチップ等の生産・運搬コストの縮減、安定供給が必要です。

2-1-1-2 温室効果ガスの吸収機能の保全と強化

現状・施策

(1) 間伐等の森林整備の推進 【森林整備室】

地球温暖化防止森林吸収源対策に寄与するため、搬出間伐を中心とした森林整備を推進しました。

・平成29年度間伐面積 2,059ha

(2) 木質バイオマスエネルギーの利用（再掲） 【農産園芸課、林政課】

施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため、施設園芸用低コスト木質チップボイラーを実際の農家のトマトハウスに設置し、実証試験を行った結果について関係機関と協議し、農業分野への普及性について検討を行いました。

長崎県地域材供給倍増協議会において、木質バイオマスとして利用される低質木材の生産・需要情報について関係者で共有し、木質バイオマスの流通・需要拡大を図りました。また、島原地区において、低質木材の生産・運搬コストについて実証試験を行い、課題を整理しました。

(3) 漁場環境の改善 【漁港漁場課】

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました（上五島地区 1か所 0.5ha）。

また、魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内76組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

課題

- 民有林面積の約40%を占めるスギ、ヒノキの人工林については、間伐等を実施するなど適正な管理を行うとともに、そこから得られた木材については有効に活用することで地球温暖化防止に寄与していく必要があります。
- 漁場環境の長期的変化を把握するとともに、陸域から沿岸海域への負担の低減や環境の積極的な修復改善等を行うことにより、沿岸環境の保全と創造を推進する取組が必要です。

2-1-2 気候変動への適応策の検討及び推進

2-1-2-1 気候変動による影響の軽減策等の検討及び推進

現状・施策

(1) 地球温暖化適応策の検討 【環境政策課】

地球温暖化による県内の将来的に予測される影響を分析し、温暖化防止対策（緩和策）を講じても回避できない地球温暖化の悪影響を予防・軽減するための対策（適応策）について、国の「気候変動への影響への適応計画」の内容も踏まえ、平成28年度まで関係部局と連携して検討しました。

検討のうえ取りまとめた適応策は、平成29年度に長崎県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における適応策の具体的な取組として位置づけるとともに、公表しました。関係部局では中長期計画に基づき、施策の着実な推進に努めているところです。

(2) 熱中症対策 【福祉保健課】

気候変動が熱中症に及ぼす影響を踏まえ、熱中症予防月間（7月）を中心に、全世帯広報誌及びテレビによる注意喚起や予防・対処法の啓発活動を行いました。また、市町・保健所等の関係機関に対して環境省作成の「熱中症環境保健マニュアル」や各種啓発資材の配布による普及啓発活動の支援を行うとともに、高温注意報発令時には、その都度保健所を通して関係機関へ注意喚起を行いました。

(3) 環境変化に対応した藻類増養殖基盤技術開発 【漁政課】

モニタリングによる藻場の変化傾向を把握するとともに、それらを活用し、環境変化に応じた増殖種を選定して増やす環境適応型の藻場造成（磯焼け対策ガイドライン：水産部2012）に取り組んでいます。平成29年度は、新たな増殖対象種として有望な小型海藻について、増殖技術の開発や痩せウニの身入り改善餌料としての取組を行いました。

(4) 病虫害発生予察情報の提供 【農業経営課】

地球温暖化により、収量等に悪影響を及ぼす病虫害の発生時期が早期化し、また、発生期間が長期化することが懸念されています。

主要作目の病虫害発生状況や農作物の生育状況を定期的に調査し、気象条件等を踏まえながら病虫害による損害の発生を予測して効率的かつ効果的な防除を推進するため、病虫害発生予察情報を市町、JA等の200か所に提供しました。

・平成29年度 病虫害予察情報提供率 100%

(5) 温暖化への適応技術の開発 【農政課】

気候温暖化への対応技術に係る研究を推進し、以下のとおり研究成果をあげました。

- 水稻「なつほのか」の高温による背白粒の発生を回避できる気温を解明し、それに対応した生育予測式を作成しました。

(6) 土砂災害防止施設の整備推進 【砂防課】

異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進しました。

・平成29年度の取組内容（実績）
土砂災害防止施設の整備により254戸を保全しました。

課題

- 「長崎県地球温暖化対策実行計画」における適応策の具体的な取組として、今後、これらの関連施策に着実に取り組んでいくためには、県の関係部署がこれまで取り組んできた適応策や更なる取組の意義・必要性を改めて認識し、様々な方々の理解をいただきながら、推進していくことが重要です。

第2章 人と自然が共生する地域づくり

2-2-1 生物多様性の保全

2-2-1-1 希少種の保護や野生鳥獣等の管理対策

現状・施策

(1) 生物多様性保全のための各種施策の推進 【自然環境課】

長崎県レッドデータブックの発行

長崎県レッドデータブック（レッドリスト）は県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

平成12年度に、維管束植物、哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、海産哺乳類、藻類、鳥類、クモ類、昆虫類、甲殻類／剣尾類、その他無脊椎動物を対象に、合計1,000種を選定してレッドリストとレッドデータブックを取りまとめました。

平成22年度には蘚苔類と貝類も対象に追加し、合計1,392種を選定し、改訂版長崎県レッドリストとして取りまとめ、平成23年度にレッドデータブックを作成しました。平成28年度には新たな知見等を反映した中間見直しを行い、1,464種を選定しました。

希少野生動植物の生息・生育状況調査

長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行っています。

鳥獣保護のための調査等

野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため、次のような野生鳥獣の生息状況等の調査等を実施しています。

○ツシマヤマネコ生息状況モニタリング調査等

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が危惧されているツシマヤマネコは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。

県は環境省から委託を受け、生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内にツシマヤマネコに関する展示施設を整備し、利用者への解説や施設の管理を行っています。

○ガンカモ類の生息調査

毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で、県内では45か所で実施しています。

(2) 法令に基づく保全 【自然環境課】

県自然環境保全地域

長崎県未来環境条例に基づき、対馬市上対馬町の茂木海岸など優れた自然環境の特質を備えた15地域を自然環境保全地域に指定し、同地域内での行為規制等により保護しています。

自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、雲仙天草と西海の2国立公園、壱岐対馬と玄海の2国定公園及び県立自然公園6公園を指定し、公園内での各種行為の規制などにより保護しています。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全を図るため、狩猟を禁止する地域を指定しています。

・平成29年度末現在 県指定鳥獣保護区106か所、面積42,028ha

希少野生動植物種保存地域

平成20年度からは、長崎県未来環境条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定を行っており、平成29年度末において、キバナノセッコク（植物）やゲンゴロウ（昆虫類）など53種について、捕獲・採取・殺傷・損傷を禁止する保存地域の指定により、保護を図っています。

(3) 野生鳥獣の保護管理〔自然環境課、農山村対策室〕

野生鳥獣の生息状況

長崎県ではこれまで440種を超える鳥類が記録されており、陸上哺乳類は移入種も含め7目15科43種が知られています。

鳥獣の保護管理対策の強化

○第12次鳥獣保護管理事業計画の推進

野生鳥獣の適正な管理を図るため平成28年度に策定した第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～平成33年度）により、野生鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画や野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を定めています。

○鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要のある地域に指定するもので、平成29年度末に、県指定鳥獣保護区は106か所、面積は42,028haになりました。

○負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については、佐世保市九十九島動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護、治療を行い、回復後、自然界へ復帰させています。

平成29年度の保護件数は158件で、うち自然に放したものは61%でした。

○鳥獣保護管理員の配置

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等に従事するもので、法律に基づき知事が52名に委嘱しています。

野生鳥獣の保護思想の普及啓発

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県央地区で探鳥会（バードウォッチング）を開催しました。諫早干拓で越冬するナベヅルを、大村市森園海岸でカモ類を観察しました。

鳥獣被害対策

野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから、農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うように指導しています。

また、有害鳥獣の捕獲許可に際しては、被害の発生状況等を十分に考慮し、捕獲の時期や方法、捕獲数等が適切となるよう指導しています。

近年、農作物被害を増大させているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、数の調整を図るための捕獲を行っており、特定外来生物であるアライグマ、クリハラリスについては、防除実施計画に基づく捕獲を行っています。

・有害鳥獣捕獲実績（平成29年度） イノシシ 95,935頭、シカ 9,181頭

適正な狩猟の推進

○狩猟の現状

狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として狩猟免許試験制度が導入されています。また、狩猟しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなければ狩猟をすることができないことになっています。

平成28年度の狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-2-1のとおりです。

表2-2-1 平成28年度狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）

(狩猟免許)

網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種	計
120	2,562	732	25	3,439

(狩猟者登録証)

網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種	計
4	517	582	44	1,147

○休猟区、捕獲禁止区域の設定

休猟区については、狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、3年以内の期間を定めて設定することとしており、平成29年度末現在9か所、15,776haです。なお、本県の休猟区は、特定鳥獣であるニホンジカ、イノシシが狩猟可能である特例休猟区としています。また、キジ等の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、期間を定めて捕獲禁止区域を設定しています。

○狩猟事故、違反の防止

・特定猟具使用禁止区域（銃）の設定

銃猟による事故発生のおそれのある区域については、特定猟具使用禁止区域（銃）として設定することにしており、平成29年度末現在で83か所、17,564.9haとなっています。

・狩猟者講習会等による安全確保の取組

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対する適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについての講習、安全狩猟のための講習を一般社団法人長崎県猟友会への委託し、狩猟期間中の取締りパトロールを県警本部とともに実施しています。

・狩猟者講習会の実施

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対し、適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについて、各1時間の講習を実施しています。

(4) 希少動植物の保護・保全 【自然環境課】

緑といきもの賑わい事業

「長崎県生物多様性保全戦略」に基づく各種保全対策を県、市町、民間の各事業主体レベルにおいて推進するため、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業、希少野生動植物の保護増殖等これまで対象としていなかった事業に積極的に対応することにより、未来につながるよりよい環境づくりを目指しています。平成29年度の実施状況は次のとおりです。

- ・市町、民間団体への補助（市町1件、民間団体4件）補助額 4,655千円
- ・県事業の実施（緑化事業2か所、保全事業2か所）工事費 5,233千円

課題

- 希少な野生動植物の種の個体の捕獲・採取及び生息地等における行為を規制するなどの希少種保護の措置が引き続き必要です。
- 希少な野生動植物種の保護のため、レッドリスト掲載種等のモニタリング調査による現状把握と、施策の推進に必要な調査研究を推進することが必要です。また、希少な野生動植物種の生息・生育へ悪影響を及ぼすおそれのある外来生物等について、早期の発見及び防除を行うため、現状把握や関係機関等との情報共有が必要が必要です。
- 本県の生物多様性と希少な野生動植物種の保護に対する県民等の理解を深めるため、普及啓発を推進するとともに、地域住民やNPO等の協働等により、里地里山を保全し、希少野生動植物の保護を図ることが必要です。
- ツシマヤマネコは今なお危機的状況にあることから、人工繁殖個体の野生復帰（再導入）も視野に入

れ、生息環境の改善とともに、地域住民の理解と協力を得る取組が必要です。

- 近年、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林業被害が顕著です。これには、被害防除施設の整備とともに、有害鳥獣捕獲に従事できる狩猟者の確保と育成並びに地域で進める捕獲体制の整備、さらには被害対策を講じるための鳥獣生息実態調査が必要です。
- 増えすぎた野生鳥獣による生態系への被害についても、その状況の把握と対策の検討が必要です。
- 農村の水辺空間や農業用の施設、農地などは、多面的機能を持つ、県民共有の財産であり、その保全活動に対して、広く県民に理解を求めていく必要があります。

2-2-1-2 里地里山、里海の保全と活用

現状・施策

(1) 農業・農村地域における資源保全活動の推進 【農山村対策室】

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。このため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同による資源保全活動を推進しました。

(2) 中山間地域等における地域住民活動の推進 【農山村対策室】

都市と農村の交流促進等地域住民活動の支援や、農村環境の保全活動に取り組む地域リーダーの育成を行いました。

(3) 漁場環境の改善（再掲） 【漁港漁場課】

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました（上五島地区 1か所 0.5ha）。

また、魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内76組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

(4) 漁場環境保全対策 【漁港漁場課】

漁場環境の長期的変化を把握するため、県内各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質等の定期的な調査を行いました。

(5) 生態系等に配慮した漁港施設の整備 【漁港漁場課】

建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ、生物の生態系等に配慮した構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック、被覆ブロックに藻類の着底基質等を設置し、藻場の回復を図ります。

平成29年度は3漁港において、生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行いました。

(6) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和 【監理課】

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長の意見を尊重しています。

また、海砂採取の方法や採取する区域等について規制を行うとともに、採取量については県内の需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成26年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

・平成26～28年度 270万m³ ・平成29～30年度 250万m³

(7) 河川・ダム・海岸整備の推進 【河川課、港湾課】

気候変動の影響に伴い、洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念されています。その軽減のため、環境に配慮した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っています。

平成29年度は、河川環境に配慮した河川整備計画の策定に取り組み（大明寺川、加志川）、河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により環境に配慮した工法を用いながら、自然環境の整備と保全を推進しました。（県内28河川・2ダム・9海岸）

課題

- 近年、河川改修や農地改良により自然の草地、湿地が減少しています。特に湿地の面積は森林と比べても大変狭く、その環境が破壊されると代替りの生息地がなく動植物は急速に絶滅に瀕してしまいます。今後、貴重な種が生息する草原や湿地については、立地条件も含めた総合的保全への取組が必要です。
- 希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕しており、自然環境を保全するための新たな仕組づくりが必要です。

2-2-2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用

2-2-2-1 多様なニーズに対応した施設整備と情報発信

現状・施策

(1) 自然公園制度等の運用 【自然環境課】

自然公園には、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定する国立公園、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定する国定公園、都道府県の風景を代表する風景地として指定する都道府県立自然公園があります。

本県における指定状況は表2-2-2に示すとおりです。

表2-2-2 自然公園の種類別面積

種別	公園数	公園面積(ha)	県土地面積に対する比率(%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合計	10	74,091	18.1

(2) 公園計画の見直し 【自然環境課】

自然公園法において、自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては、国立公園を取り巻く社会条件等の変化に対応するため、昭和57年度から自然保護を基調として公園計画の再検討を行っています。また、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされています。

国定公園においても、国立公園に準じて再検討を進めることとされ、再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施することになっています。

(3) 自然公園における風致景観の保護 【自然環境課】

自然公園には、風致景観の保護を図るため、特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、これらの地域において各種行為を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要であり、自然公園法施行規則に規定する許可基準により許可することで、風致景観の保護を図っています。また、これら以外の普通地域においても、一定の行為について届出が必要とされており、これにより風景の保護を図っています。平成29年度における各種行為に対する許可申請等の処理状況は表2-2-3のとおりです。

表2-2-3 平成29年度自然公園許可申請等の処理状況（件数）

公園名	工作物の新改増築	木竹の伐採	木竹の損傷	土石の採取	広告物の設置	物の集積貯蔵	水面の埋立	土地の形状変更	指定植物の採取	指定植物の植栽	指定動物の捕獲	指定動物の放出	色彩の変更	非常災害の応急措置届出	家畜の放牧届出	普通地域行為届出	国の特例（協議・届出・通知）	合計
雲仙天草国立公園	20	1			1			2						1		1	3	29
西海国立公園	74	1		2	12			10	1				1			3		104
壱岐対馬国定公園	48	2		2	5			4						2		3		66
玄海国定公園	1				1											1		3
野母半島県立公園																6		6
大村湾県立公園																2		2
島原半島県立公園																3		3
北松県立公園																2		2
西彼杵半島県立公園																3		3
合計	143	4		4	19			16	1				1	3		24	3	218

(4) 自然公園における環境保全対策 【自然環境課】

自然公園の美化清掃活動事業

自然公園の利用により発生するゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など、環境汚染を引き起こしたり、野生動物が誤って飲み込んでしまうなど、生態系に悪影響を与えます。

そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。（西海国立公園鹿子前地域他3地域、雲仙天草国立公園雲仙地域）

このほか、自然公園の利用地域において、自然公園法第19条に基づき、県・市・町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴミ持ち帰り運動」等、美化思想の普及啓発を行っています。

環境管理事業

雲仙の春を代表する景観であるミヤマキリシマ群落は、放牧により形成された人為的な景観ですが、今では放牧は行われていません。

このため、地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て、この景観を維持しています。

また、雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な湿原ですが、植物の堆積や周囲からの土砂の流入によって、近年、干陸化が進んでいます。県では、定期的に草刈りを行い、景観の維持に努めています。

管理体制の強化

国立・国定公園及び県立自然公園の管理については、国立公園を所管する環境省をはじめ、関係市町、関係団体、自然公園指導員等と連携協力し、その適正を期しています。

なお、雲仙天草及び西海の両国立公園については、環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市）、西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市）が設置されています。

(5) 自然公園の利用状況 【自然環境課】

自然公園等の利用者数を把握することは、公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり、自然公園行政の推進に欠くことができないものであることから、毎年調査を実施しています。平成29年度の利用者数は、13,912千人で対前年比102%となっています。

(6) 国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設 【自然環境課】

自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として、ますますその重要性が高まっています。地域にふさわしい利用施設を計画的に整備し、快適で適正な利用の推進を図ること

にしています。

公園施設については、自然環境に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、自然公園の利用計画に基づき、自然環境整備交付金、県単独、県費補助事業等により園路、園地、休憩所、公衆便所、野営場、駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施し、平成29年度は西海国立公園大瀬崎園地他1か所で事業を実施しました。

(7) 九州自然歩道の整備 【自然環境課】

九州自然歩道の利用を促進するために、既設ルート（南島原市口之津～佐世保市栗ノ木峠）について歩道の改修と老朽化した案内板や標識の補修等を実施しています。

(8) 雲仙公園 【自然環境課】

雲仙公園の概要

雲仙は島原半島の中央部に位置し、雲仙火山の主峰をなす普賢岳（1,359m）、国見岳（1,347m）、妙見岳（1,333m）、九千部岳（1,062m）等のほか、平成2年に始まった火山活動により形成された平成新山（1,486m）による独特な景観が見られます。

中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり、周辺には旅館、ホテルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年に、雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし、雲仙の優れた自然を活用して観光客、特に外国人客の誘致を図るため、全国に先駆けて自然公園の整備、管理を開始しました。

大正2年には、県営施設として開設された日本最初のパブリックゴルフコースである雲仙ゴルフ場が開設されました。

昭和9年には、国立公園制度の発足とともに雲仙は、我が国第1号の国立公園に指定されました。戦前は外国人の保養地として、戦後は九州を代表する温泉宿泊地として発展してきました。

しかし、平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し、度重なる火砕流等により大きな被害が発生しました。その後、平成7年に噴火活動は終息し、噴火活動により形成された溶岩ドームは「平成新山」と命名され、雲仙の新しい魅力となっています。

雲仙公園の利用施設の整備と管理

雲仙公園のレクリエーション利用に供するため自然公園等整備事業により園地、駐車場、自然歩道、野営場（キャンプ場）等を整備しています。

雲仙温泉地区の国有地では、環境省が直轄事業としてビジターセンター、雲仙地獄探勝歩道等を整備し、その他に国庫補助事業等により、県が田代原野営場、池ノ原園地、宝原園地等の整備を行ってきました。

これらの施設の管理は、直轄事業分については、（一財）自然公園財団などで、県事業分については、県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち、田代原野営場（雲仙市）、雲仙テニスコート（雲仙市）、論所原野営場（南島原市）（※）については、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っています。

※論所原野営場については、平成30年4月1日に南島原市へ譲与している。

雲仙市道小浜仁田峠循環線

昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5,802m・幅員4.0mが完成し、昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4,438m・幅員4.0mが整備され、総延長10,240mのうち一部は国道に移管され、現在の8,200mの区間となっています。

平成21年4月には県から雲仙市へ移管され、一般市道として通行料が無料となったことを受け、平成21年度の通行台数は148,586台と対前年度比50%増加しましたが、その後は減少傾向が続いています。また、平成29年度の通行台数は87,281台で、熊本地震の影響で大幅に減少した前年度から約5%増加しました。

(9) 温泉の保護と利用 【自然環境課】

我が国は世界でも有数の温泉国です。本県には、雲仙・小浜、吉岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があり、古くから国民の保健休養地として親しまれ、行楽の中心地として利用されてきました。

「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的とし、温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には県知事の許可を、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には県知事又は長崎市長、佐世保市長の許可を受けなければならない旨定めています。平成20年10月には「可燃性天然ガスによる災害の防止」が目的に追加され、温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者に義務付けられ、基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可、基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を県知事あてに提出することが必要となりました。

温泉はこれまでの医効用・健康や保養を目的とした利用方法から、太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーの資源として地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。雲仙市の小浜温泉では、温泉水を利用したバイナリー発電が行われており、今後、既存の温泉の保護にも十分配慮しながら、新たな活用について可能性を探る必要があります。

課題

- 三位一体改革後、国の直轄事業が一部拡充されましたが、対象範囲が限られており、十分な事業の実施には至っていない中で、整備や管理水準の維持、向上が課題です。
- 老朽化した既存施設のバリアフリー対策も含めた再整備や、長距離自然歩道の標識等の再整備、自然公園の景観を楽しむための展望を中心とした園地整備、自然観察や野外体験等の自然学習の場としての施設整備を、今後とも進める必要があります。
また、近年は訪日外国人観光客の利用も増加しており、ニーズにあった受け入れ環境の整備を進める必要があります。
- 自然植生の保全は野生動植物保護の観点から最も効果的です。特に絶滅の危機に瀕している動植物について、その原因が自然植生の減少に起因しているものが多く見られることから、広い面積の自然植生を含む自然公園等を保全することが必要です。

2-2-2-2 地域資源を活用した交流の拡大

現状・施策

(1) ジオパークの活用推進 【自然環境課】

島原半島ジオパーク協議会と連携・協力して世界ジオパークのPRに努めるとともに、ジオガイドの実践の場となるジオツアーを実施しています。

平成29年度は、島原半島満喫プロジェクト推進事業において、インバウンド対策としてのジオツアーの内容強化を図るとともに、外国人の視点でジオパークの情報発信及び認知度向上を目的に、留学生を対象にしたモニターツアーを実施しました。

(2) 自然とのふれあいを推進する指導者等の育成 【自然環境課】

自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し、自然環境行政を推進するためには、市町及び民間の協力が不可欠です。自然保護活動の基礎となる自然に親しみ、自然を育む心を醸成するには、民間指導者の自主的な啓発活動に負うところが大きいのです。

県は長崎県未来環境条例に基づき、自然環境保全地域等を巡回し、自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに、自然保護について指導するため自然環境監視員32人を委嘱し、県下の希少野生動植物種保存地域に配置しています。

また、特に、国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図るため、自然公園指導員45人が環境省自然環境局長から委嘱されています。

(3) 森林とのふれあい（インタープリターとの連携） 【林政課】

長崎県民の森で開催する自然観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター（森の案内人）と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図りました。

・平成29年度実績 イベントの回数 84回、参加人数 2,305人

課題

- 今後も引き続き、関係者が価値観や情報を共有し、島原半島が一体となったインバウンド対策の促進を図っていく必要があります。
- 今後、自然学習のための魅力あふれる活動プログラムづくり等を重点的に行うことが必要です。

第3章 循環型社会づくり

2-3-1 ゴミゼロながさきの推進

2-3-1-1 ゴミゼロ県民運動の展開

現状・施策

(1) 一般廃棄物の状況 【廃棄物対策課】

廃棄物の発生を抑制するためには、発生・排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。市町においては、ごみ処理手数料の有料化、各家庭による生ごみのコンポスト化などを実施することで発生抑制を図り、併せて、収集したごみから資源化物を選別しリサイクルすることで、焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

県では、ごみの発生抑制と減量化について、県民の意識向上を推し進めるため、ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い、また、身近にできる取組として「マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）」やレジ袋無料配布中止、生ごみの減量化・リサイクル運動などを推進しています。

ごみ処理

長崎県における一人一日あたりのごみ排出量の推移を図2-3-1に示します。平成28年度は944g/人・日であり、ごみ排出量は横ばい傾向にあります。

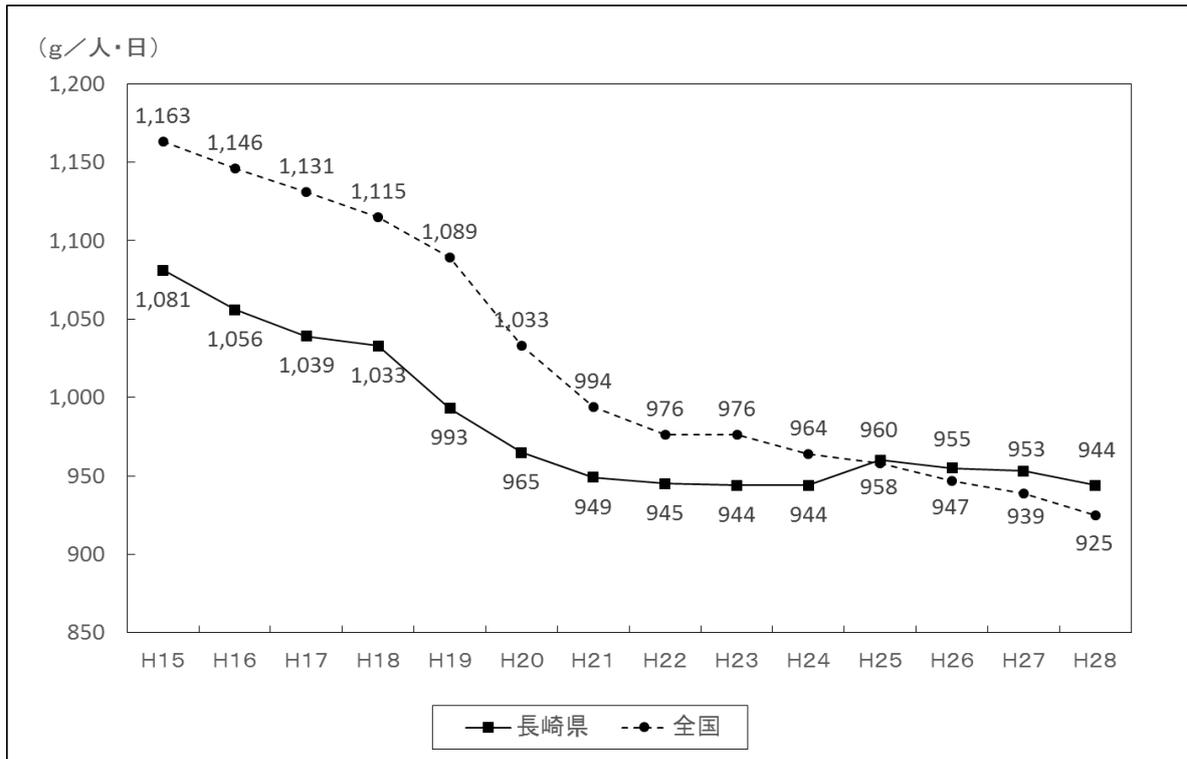


図2-3-1 一人一日あたりのごみ排出量の推移

(2) 産業廃棄物の状況 【廃棄物対策課】

平成27年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、平成26年度の産業廃棄物の総排出量は、約447万トンと推計されます。

排出量を業種別にみると、農業・林業（動物のふん尿等）約165万トン（37%）、電気・ガス・熱供給・水道業（ばいじん、污泥等）約167万トン（37%）、建設業（がれき類等）約74万トン（17%）、製造業（污泥等）約37万トン（8%）となっています。（図2-3-2）

このうち約159万トン（35%）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は、種類別にみると電気・ガス・水道業及び製造業から排出される污泥の脱水が大半を占めています。（図2-3-3）

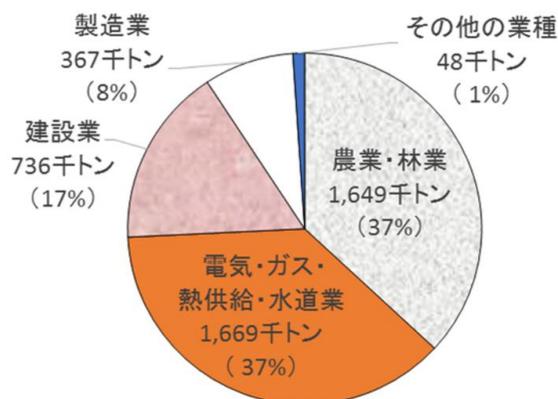


図2-3-2 産業廃棄物の業種別排出量（平成26年度）

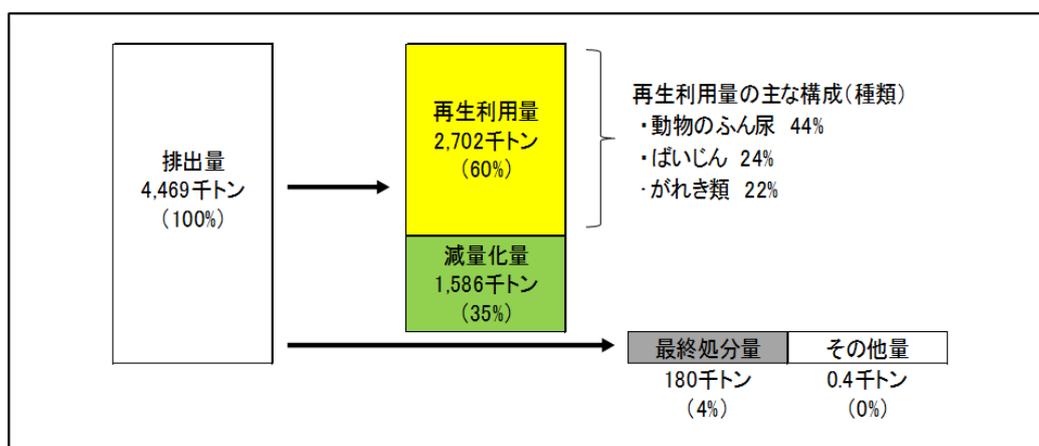


図2-3-3 産業廃棄物の処理の状況（平成26年度）

(3) ながさき環境県民会議 【廃棄物対策課】

平成15年2月、「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」において、廃棄物処理計画のアクションプランとして「ゴミゼロながさき実践計画」を策定しました。本計画は、本県の将来像である「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」を形成するため、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組を示した、具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は、毎年、実施計画を作成し、取り組むとともに、本計画の進捗状況をPDCAサイクルにより管理・評価し、必要に応じて取組内容を見直すこととしています。

県としては、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、平成15年度から「4R・ゴミゼロ推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として、「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定める他、積極的な活動を行っている団体や個人を表彰するなど啓発活動を行っています。



なお、本計画は平成28年度に見直しを行い、平成32年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を平成26年度の値に比べて69g削減すること、再生利用率を21%に向上させることを目標とし合計340の具体的な実践行動を掲げています。

また、本計画では「ゴミゼロ県民運動」として

- ①ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動
- ②家庭系廃棄物に係る実践行動
- ③事業系廃棄物に係る実践行動

を柱として、各構成団体等が連携・協力した取組を実践することとしています。

(4) ゴミゼロ県民運動 【廃棄物対策課】

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイバッグキャンペーンを展開しています。県内の一斉行動参加店における平成29年度のマイバッグの持参率は、約20.4%でした。

生ごみの減量化を推進するため、県が「NPO法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが、県内各地の保育園・幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみの堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行っており、平成29年度は、延べ968回の活動実績がありました。

食品ロス削減については、エコ&ヘルシーながさきホームページの開設、食べ切り協力店の募集を開始し、平成30年3月末現在、県内93店舗の登録を行いました。また、平成29年10月、事業者、県民、関係団体及び行政で構成する「長崎県食品ロス削減推進協議会」を新たに設立し、食品廃棄物の発生抑制、減量化を目指して取り組んでいます。

課題

- 廃棄物の排出抑制対策を一層進めていく必要があります。
- ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するためには、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた基本目標や、具体的な数値目標を確実に達成していくことが重要です。
そのためには、県民、事業者、行政が互いに協力しながら役割を分担して、各種施策を展開していく必要があります。

2-3-2 廃棄物の適正処理と利活用の促進

2-3-2-1 廃棄物の適正処理の推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物の処理状況 【廃棄物対策課】

ごみ処理

平成28年度におけるごみの排出量は約480千トンであり、前年度に比べて約10千トン（約2.0%）減少しています。全排出量の96.2%が市町等で計画的に処理されており、その内訳は、直接焼却82.9%、焼却以外の中間処理9.6%、直接埋立処分2.4%、直接資源化1.2%となっています。また、全排出量の3.7%は集団回収により資源化されています。

ごみ処理事業費（平成28年度）については、処理施設の建設・改良費と処理及び維持管理費に分けられ、処理及び維持管理費の処理単価は1トン当たり45千円、年間一人当たり15千円となっています。

し尿処理

平成28年度における水洗化人口は1,071,175人（総人口に対する割合は76.8%）で、そのうち、公共下水道が57.3%、コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが19.5%となっています。水洗化率は、公共下水道等の普及に伴い、前年度より0.5ポイント増加しています。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（99.4%）、下水道投入（0.6%）で処理されています。

(2) 一般廃棄物の発生抑制・減量化目標の設定 【廃棄物対策課】

平成28年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

	排出量	県民一人一日 当たりの排出量	再生利用量	排出量に占める 割合
基準年（H26年度）	49.3万t	955g/人・日	7.9万t	16%
目標（H32年度）	43.5万t	886g/人・日	9.1万t	21%

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進 【廃棄物対策課】

「長崎県廃棄物処理計画」に基づき、一般廃棄物処理計画に基づき市町が行う廃棄物（し尿、ごみ等）の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について指導、助言を行いながら、総合的かつ計画的に推進しています。

施設整備状況

一般廃棄物を適正に処理するため、「長崎県廃棄物処理計画」、「長崎県ごみ処理広域化計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づき、今後も一般廃棄物処理施設の計画的な整備を推進します。

表2-3-1 一般廃棄物処理施設の現状（平成30年3月31日現在）

施設区分		施設数	処理能力等計
ごみ焼却施設 (稼働施設のみ)	全連続式	10	1,552 トン/日
	準連続式	5	303 トン/日
	機械化バッチ式	6	70 トン/日
	計	21	1,925 トン/日
最終処分場		25	2,075,412 m ³
粗大ごみ処理施設		2	80 トン/日
資源化施設		15	205 トン/日
し尿処理施設	し尿処理施設	26	1,700 kL/日
	コミュニティ・プラント	11	4,328 m ³ /日

※稼働施設のみ掲載

※最終処分場の処理能力等計は、平成27年度末の残余容量を計上

廃棄物処理施設を整備する場合、国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており、平成29年度は6市町が、同制度を活用し、計画策定・設計や施設整備を行いました。

ダイオキシン類対策

平成29年度に法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査では、排出基準を超過した施設はありませんでした。ダイオキシン類の年間排出量（一般廃棄物処理施設の合計）は、0.34g-TEQ/年で昨年度より0.11g-TEQ減少しました。

(4) 産業廃棄物の処理の状況 【廃棄物対策課、漁港漁場課、農産園芸課】

産業廃棄物処理施設及び（特別管理）産業廃棄物処理業の許可及び最終処分場の設置状況は、表2-3-2、表2-3-3のとおりです。

最終処分場については、平成29年3月31日現在の残余容量は2,097千m³ですが、そのうち54.3%は火力発電所等の自社処分場です。また、残余年数は、安定型処分場が8.5年、管理型処分場が21.7年となっています。

表2-3-2 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状（平成30年3月31日現在）

区分	処理施設※			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			処理業合計
	中間処理施設	最終処分場	計	収集運搬業	処分業	小計	収集運搬業	処分業	小計	
県	180	10	190	1,636	143	1,779	185	1	186	1,965
長崎市	57	7	64	63	54	117	9	3	12	129
佐世保市	47	1	48	53	40	93	4	2	6	99
計	284	18	302	1,752	237	1,989	198	6	204	2,193

※設置許可対象施設

表2-3-3 最終処分場の設置状況（平成30年3月31日現在）

種類	区分	施設数	県	政令市		計
				長崎市	佐世保市	
安定型処分場			7 (6)	6 (5)	1 (0)	14 (11)
管理型処分場	処理業者所有	施設数				
	事業者所有	施設数	3 (2)	1 (0)		4 (2)
	小計	施設数	3 (2)	1 (0)		4 (2)
計		施設数	10 (8)	7 (5)	1 (0)	18 (13)

※（ ）は実稼働数

監視、指導の状況

平成29年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は、表2-3-4のとおりです。

表2-3-4 立入検査等の実施状況（平成29年度）

項目	排出事業者	産業廃棄物処理業者	自動車リサイクル法関連業者	合計
立入検査	1,685	5,921	740	8,346
口頭指導	98	163	9	270
指導票交付	25	13	-	38
文書指導	16	14	-	30
報告徴収	9	16	-	25
命令・処分※	-	5	-	5

※命令・処分の内訳（処理業の取消し：4件、処理業の全部停止：1件）

PCB廃棄物対策

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、高濃度PCB廃棄物のうちトランス・コンデンサ類の処理期限が平成30年度末までとなっていることから、掘り起こし調査のフォロー調査を実施し、保管事業者等に対し指導・助言を行いました。

今後も「長崎県PCB廃棄物処理計画」に基づき、期限内の適正処理を推進します。

表2-3-5 高濃度PCB廃棄物（トランス・コンデンサ類等）処理状況（平成30年3月31日現在）

	平成29年度末までの処分実績	平成30年度処理予定量（契約済）	計
トランス・コンデンサ類	1,996台	91台	2,087台
安定器等・汚染物	787台	105台	892台
	108,523kg	6,187kg	114,710kg

FRP漁船の処理体制づくり

離島地区において、FRP船リサイクルシステムによるFRP漁船の廃船処理を促進する体制づくりのため、五島市、地元漁協、造船所等と調整を行い、次年度におけるFRP漁船の廃船処理を促進する体制づくりの事業実施に向けた環境整備を行った。

園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進

産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、各地域協議会へのチラシの配布や情報提供等の啓発活動を行いました。

平成29年度の回収量は4,329t、回収率は90.8%でした。

(5) 産業廃棄物税の活用 【廃棄物対策課】

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、「産業廃棄物税」を九州各県が連携して一斉に導入しています。

その税収を有効に活用するため、庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」で具体的事業の検討・調整を行い、平成29年度は10事業（事業費：58,379千円）を実施しました。

(6) その他の廃棄物 【廃棄物対策課】

環境美化（空きかん等散乱ごみ対策）の推進

毎年6月の環境月間には、県、市町及び長崎県保健環境連合会等の各種環境美化団体が協力して空きかん等回収キャンペーンを実施しており、平成29年度は93,314人が参加して25万9,799個の空きかん等を回収しました。

廃棄物不法投棄取締パトロール

不法投棄を防止するため、県庁、各保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置（平成29年度は18人体制）し、不法投棄取締パトロールを実施しています。

平成29年度は92件（前年比-11%）、616m³（前年比-56%）を発見し、そのうち85件（撤去率92%）の撤去が完了しました。

また、市町や警察、海上保安庁とも協力して防災ヘリコプターによる空域からのパトロールや巡視船等による海上からのパトロールを実施するなど、廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めました。

課題

- PCB廃棄物（使用製品含む）の処理期間内の処分を推進するため、当該廃棄物等を保管・所有する事業者の掘り起こし調査を実施する必要があります。
- 産業廃棄物最終処分場の残余容量は、安定型最終処分場、管理型最終処分場とも、近年横ばいで推移していますが、将来的には容量不足が懸念されています。再生処理や減量化を進め最終処分量を削減することが必要です。
- 環境美化の一層の推進に向け、行政機関と民間団体等が連携し、各種の実践活動を通じ、県民の意識の高揚を図る必要があります。
- 不法投棄を防止するため、取締パトロールを強化し、発見事案の徹底的な追跡調査を行いながら早期改善に努める必要があります。

2-3-2-2 廃棄物の再資源化の推進

現状・施策

(1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進 【廃棄物対策課、畜産課】

一般廃棄物

一般廃棄物のリサイクルについては、主に、資源ごみの分別収集、資源化施設による資源回収及び集団回収により取り組まれています。平成27年度の再生利用率は16.0%と、前年度から0.2ポイント増加しています。

また、家庭から排出されるごみの約6割の容積を占める容器包装廃棄物の排出抑制と再資源化としての十分な利用を図るため、県内全市町において分別収集計画に基づいた容器包装リサイクルを推進しており、平成27年度の分別基準適合物の収集実績は27,981トンとなっています。

産業廃棄物

資源化量は、発生した不要物等のうち有償物として回収されたものと産業廃棄物として排出された後、再生利用されるものとの合計です。平成27年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）に

よると、平成26年度の有償物量は約24万トン、再生利用量は約270万トン、合計約294万トンが資源化されています。

特に、家畜ふん尿を適正に管理し堆肥として利用することは、資源の有効活用の観点から大変重要であり、環境への負荷が少ない資源循環型農業に資するものです。今後も、良質堆肥の生産、堆肥の広域流通など有機性資源の循環利用を推進します。

(2) 長崎県リサイクル製品等認定制度 【廃棄物対策課】

リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として、長崎県リサイクル製品等認定制度を運用しています。認定製品等は、県の環境物品等調達方針において重点的に調達を推進すべき環境物品等に位置づけ、利用促進を図っています。また、認定製品等の利用を市町に推奨するとともに、認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより、市町及び民間の利用拡大を目指しています。

平成29年度の新規認定件数は12件、更新は119件で、平成29年度末で197件を認定しています。

課題

- 現状の一般廃棄物リサイクル率が全国平均に比べ低いため、住民と連携した分別回収システムの整備を図るなど、より一層の取組が必要です。
- 産業廃棄物の減量化やリサイクルに取り組む事業者への支援とリサイクル製品の普及促進を図る必要があります。
- 家畜排せつ物法が施行されてから、家畜ふん尿の堆肥化処理が進み、土づくりに有効利用されていますが、地域によっては適正量を超える堆肥が農地に投入されているケースもあり、地域内の堆肥需給の適正化に向けて、地域を越えた堆肥の広域流通やバイオマスとしての利活用の促進が求められています。
- 地域住民、中小の事業者等が容易に継続して取り組める仕組みづくりが必要です。
- リサイクル製品等認定制度における品質、環境安全性等に関する技術基準の整備を推進し、リサイクル認定製品の品目拡大と普及を図る必要があります。

2-3-2-3 漂流・漂着ごみ対策の推進

現状・施策

(1) 漂着ごみ対策 【廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課】

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有し、地形的な特性から、国内外からの様々なごみが毎年多く漂着していることから、平成22年10月に策定した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、継続して漂着ごみ対策を実施しています。

平成29年度は、市町に対し、漂着ごみの回収処理・発生抑制対策費用について国庫補助等による支援を行うとともに、県管理海岸においても海岸清掃を実施し、合計1,894トンを回収しました。

(2) 海浜の環境美化対策 【漁港漁場課】

長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するため、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し、7月15日から8月13日までの30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペーンを行うとともに、県内一斉浜そうじを実施しました。

また、有明海の漁場環境を改善するため、本県と佐賀・福岡・熊本県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動及び漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。

(3) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃 【廃棄物対策課】

平成29年5月1日から7月31日を、一斉清掃期間と定め、日韓8県市道で啓発活動、清掃活動を実施しました。本県においては、県内14市4町104か所で海岸清掃を実施し、延べ11,285人の参加により181トンのごみを回収しました。

課題

- 本県における漂流・漂着ごみ問題に関し、国、県、市町、住民団体等が適切な役割分担と相互協力によって対策を実施する必要があります。
- 漂着ごみ問題に対する県民の意識の高揚とモラルの向上や本県の特徴である外国由来のごみ対策等が課題となっており、啓発や環境教育の充実、更に漂着ごみの発生抑制対策に取り組む必要があります。